

## 議案第41号

京田辺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

京田辺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年9月6日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定により個人番号の利用範囲を追加するため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年京田辺市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

2 市長	老人若しくは重度心身障害者又はひとり親家庭の児童及びその親に対する医療費又は健康管理に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	京田辺市子育て支援医療費の助成に関する条例（平成5年京田辺市条例第20号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の1の項中「医療保険給付関係情報をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同表の2の項中「（昭和25年法律第144号）」を削り、「障害者関係情報をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同表に次のように加える。

7 市長	老人若しくは重度心身障害者又はひとり親家庭の児童及びその親に対する医療費又は健康管理に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、地方税関係情報、年金給付関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
------	---	---

8	市長	京田辺市子育て支援医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報
9	市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の26の部に掲げる特定個人情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京田辺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供

に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案			現 行			改正理由
別表第 1（第 4 条関係）			別表第 1（第 4 条関係）			
機関	事務		機関	事務		
(略)	(略)		(略)	(略)		外国人生活保護受給者に対する医療扶助のオンライン資格確認に対応するため
2 市長	老人若しくは重度心身障害者又はひとり親家庭の児童及びその親に対する医療費又は健康管理に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの					
3 市長	京田辺市子育て支援医療費の助成に関する条例（平成 5 年京田辺市条例第 2 0 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの					
4 市長	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの					字句の整理
別表第 2（第 4 条関係）			別表第 2（第 4 条関係）			
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報	
1 市長	地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報（法別表第 2 に規定する生活保護関係情報をいう。以下同じ。）、医療保険給付関係情報（法別表第 2 に規定する医療保険給付関係情報をいう。以下同じ。）、介護保険給付等関係情報（法別表第 2 に規定する介護保険給付等関係情報をいう。以下同じ。）又は年金給付関係情報（法別表第 2 に規定する年金給付関係情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの	1 市長	地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報（法別表第 2 に規定する生活保護関係情報をいう。以下同じ。）、医療保険給付関係情報（法別表第 2 に規定する医療保険給付関係情報をいう。以下同じ。）、介護保険給付等関係情報（法別表第 2 に規定する介護保険給付等関係情報をいう。以下同じ。）又は年金給付関係情報（法別表第 2 に規定する年金給付関係情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの	

京田辺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供

に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案			現 行			改正理由
2 市長	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務	地方税関係情報（法別表第2に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。）、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報（法別表第2に規定する児童手当関係情報をいう。）、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報（法別表第2に規定する障害者自立支援給付関係情報をいう。）又は障害者関係情報（法別表第2に規定する障害者関係情報をいう。以下同じ。）	2 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施に関する事務	地方税関係情報（法別表第2に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。）、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報（法別表第2に規定する児童手当関係情報をいう。）、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報（法別表第2に規定する障害者自立支援給付関係情報をいう。）又は障害者関係情報（法別表第2に規定する障害者関係情報をいう。）	字句の整理
3～6 (略)	(略)	(略)	3～6 (略)	(略)	(略)	
7 市長	老人若しくは重度心身障害者又はひとり親家庭の児童及びその親に対する医療費又は健康管理に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、地方税関係情報、年金給付関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの				個人番号を利用した給付資格等の確認を実施するため
8 市長	京田辺市子育て支援医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報				
9 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の26の部に掲げる特定個人情報				外国人生活保護受給者に対する医療扶助のオンライン資格確認に対応するため